

令和8年度(2026年度)

下川町認定こども園「子どものもり」

## 入園の募集案内



下川町イメージキャラクター「しもりん」

下 川 町

## もくじ

1.認定こども園とは？	1
2.理念と目標	1
3.認定区分・施設利用の有無	1
4.認定制度について	2
5.認定こども園の定員	2
6.保育の必要性の認定	3
7.保育料（利用者負担額）について	4
8.認定こども園の概要について	6
9.入園の申込み	8
10.面接	9
11.入園の制限、解除、退園（休園）等	9
12.よくある質問	10
記入例	14
入園選考基準表	18

## 1. 認定こども園とは？

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労など保育の必要性の認定区分によらず利用が可能（0～2歳児は保育の必要性に該当することが必要）であるほか、子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域における子育ての支援を行う役割も担っています。

下川町認定こども園「こどものもり」（以下、「認定こども園」と言います。）は、保育所型認定こども園（認可保育所）として運営していきます。



## 2. 理念と目標

### 【保育の理念】

集団生活の中で、子ども一人ひとりが持っている可能性を最大限に引き出せるよう保育活動の推進に努める。

### 【教育及び保育の目標】

#### ○たくましく未来に生きる心と身体を育てる～自然の中であそぶこども～

##### ★元気なこども

明るく挨拶をし、基本的な習慣をつけ、社会的なルールを守りながら心身共に健康な身体をつくる

##### ★思いやりのあるこども

生命を大切にし、相手の立場に立って考えることができ、友達と共に感し合える豊かな心を培う

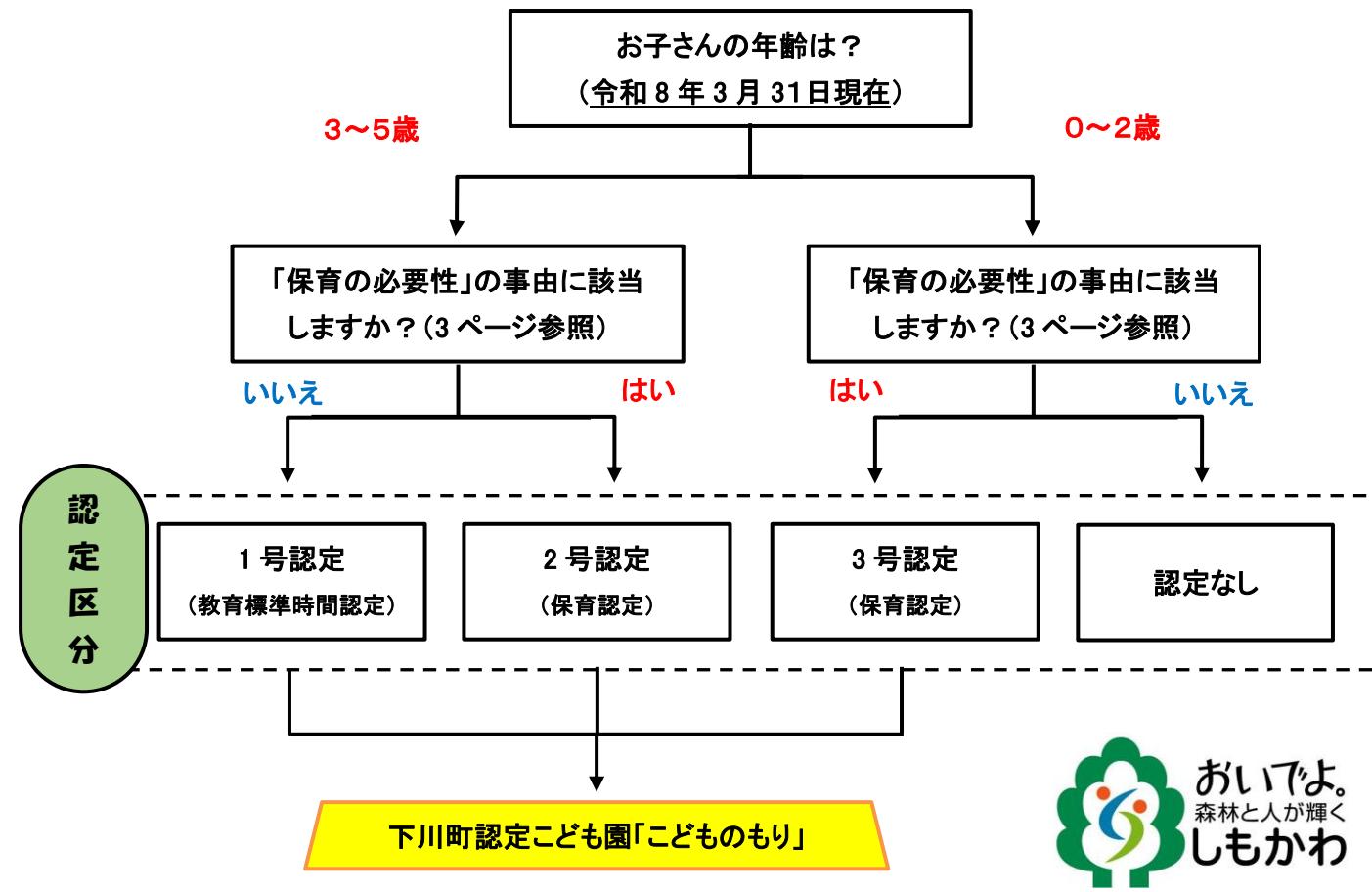
##### ★自分で考え行動表現できるこども

物事に対してよく考え、自分の意思をもち自ら問題を解決する力を養う

##### ★楽しく遊べるこども

いろいろな行動をする中で協調性を養い自ら発見し、発展させていく力を養う

## 3. 認定区分・施設利用の有無



#### 4. 認定制度について

認定こども園を利用するに当たり、必ず利用区分の認定を申請する必要があります。

教育・保育の区分		対象年齢	教育・保育時間	保育の必要性
教育標準時間	1号認定	3～5歳児	9：00～13：30 ※登園時間は 7：30～9：00	なし
保育標準時間	2号認定	3～5歳児	7：30～18：30 ※登園時間を含む	主にフルタイム（就労時間が月120時間以上）で勤務している保護者を想定した利用区分で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育を希望する場合。
	3号認定	0～2歳児		利用可能時間は1日最大11時間。
保育短時間	2号認定	3～5歳児	7：30～13：30 ※登園時間を含む	主にパートタイム（就労時間が月48～120時間未満）で勤務している保護者を想定した利用区分で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育を希望する場合。
	3号認定	0～2歳児		利用可能時間は1日最大6時間。

令和8年度に入園できるお子さんの年齢は、以下のとおりです。

新0歳児クラス	令和7年4月2日生～お子さんの発育状況により判断（※）
新1歳児クラス	令和6年4月2日生～令和7年4月1日生
新2歳児クラス	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
新3歳児クラス	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
新4歳児クラス	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
新5歳児クラス	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生

※新0歳児については、生後6か月を想定していますが、お子さんの発育状況によって預かりの可否を判断することになります。また、状況によっては新1歳児と同じクラスで預かる場合があります。

#### 5. 認定こども園の定員

認定こども園の定員は次のとおりです。

利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号	一		20人			20人	
	2号・3号	25人		50人			75人	
	合計	25人		70人			95人	

## 6. 保育の必要性の認定

「保育の必要性」とは、教育・保育給付認定の決定を客観的に判断するための指標のことで、2号認定又は3号認定（保育認定）に当たっては、次のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性の事由	基 準	保育認定期間
1 就労	常態として月48時間以上（概ね1日当たり4時間以上、かつ週3日以上）就労（家庭内外）している場合	最長小学校就学前まで
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3 保護者の疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障がいを有している場合	最長小学校就学前まで
4 介護・病人の看護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	最長小学校就学前まで
5 家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害に遭い、その復旧に当たっている場合	最長小学校就学前まで
6 求職活動	保護者が就労のための活動（起業準備を含む）をしており、保育ができない場合	教育・保育給付認定の効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで
7 就学	保護者が学生であり、保育ができない場合（職業訓練校等における職業訓練を受けている場合を含む）	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
8 虐待やDVのおそれがある	お子さんの家庭内で虐待やDVのおそれがあり、お子さんの保育を行うことが困難であると認められる場合	最長小学校就学前まで
9 育児休業取得時に、既に保育を利用している	既に認定こども園を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得し、その間に認定こども園を引き続き利用が必要であると認められる場合	必要な期間
10 その他	前各号に類するものとして町長が認める事由に該当する場合	必要な期間

※上記2、6及び7については、小学校就学前（2号）又は満3歳に達する日の前日（3号）までの期間と比較して短い方となります。

## 7. 保育料（利用者負担額）について

保育料は、世帯の市町村民税所得割額をもとに毎年算定します。4月から8月分は令和7年度市町村民税所得割額、9月から3月分は令和8年度市町村民税所得割額をもとに保育料を決定します（保護者等の市町村民税の状況などにより、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。）。

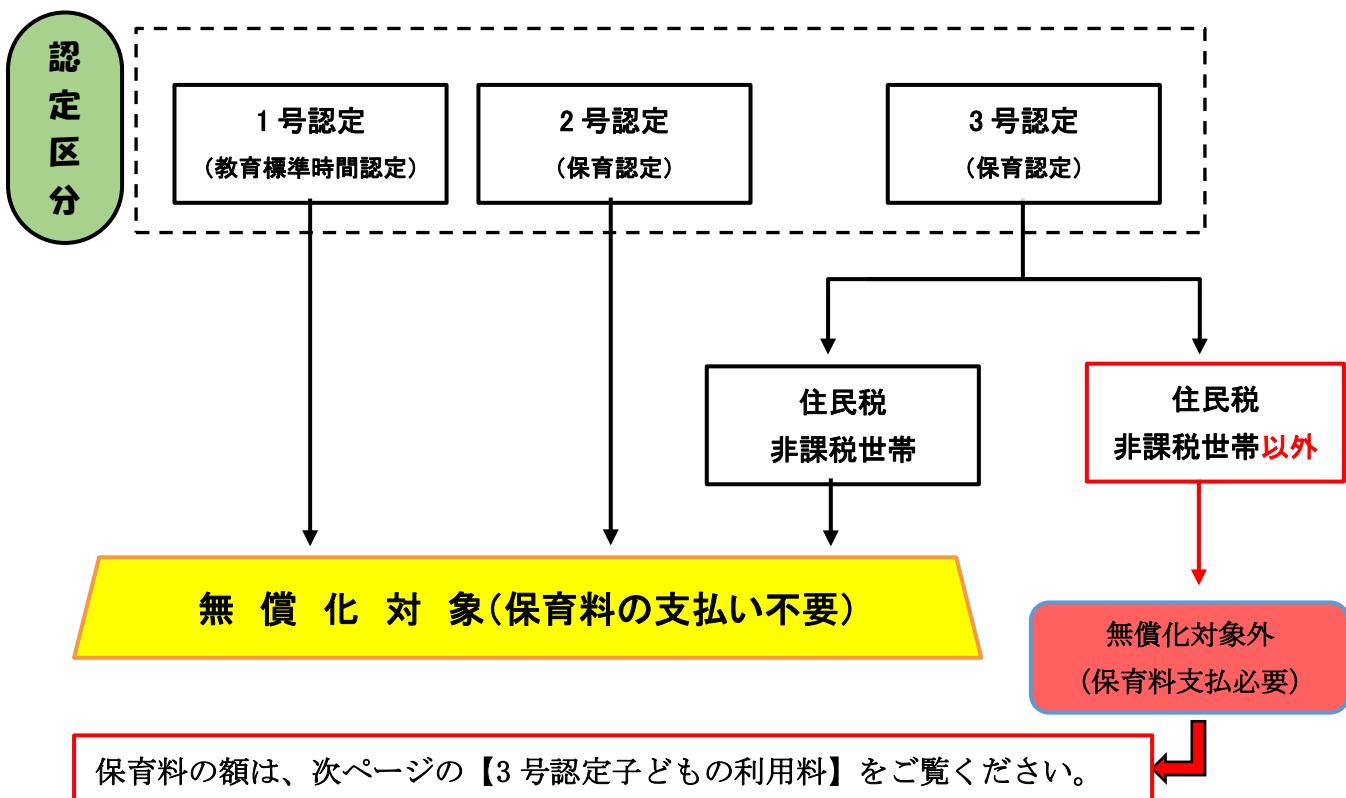
所得の申告がお済みでない方は、保育料の算定ができないため、速やかに申告をお願いします。

令和8年1月2日以降に下川町に転入された場合は、令和8年1月1日現在の住所地で課税証明書の交付を受けて提出してください。

納付は原則として口座振替をお願いしています（ほかに金融機関への払い込みも可能です。）。

子ども・子育て支援法などの関係法令が改正され、令和元年10月1日から、認定こども園を利用する3歳から5歳までの全てのお子さん（1号認定子ども、2号認定子ども）と、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のお子さん（3号認定子ども）は、保育料が無料となっています（無料となる範囲は月額保育料に限りますので、後述の一時預かり等の費用は含まれません。）。

なお、市町村民税非課税世帯以外の0歳から2歳までのお子さん（3号認定子ども）については、月額保育料の支払いが必要となります（多子軽減等により保育料が減額又は免除となる場合を除く）。



※従来から第1階層（生活保護世帯等）については保育料が無料となっています。

【3号認定子どもの利用料】<保育標準時間・短時間認定>

区分		保育料(利用者負担額・月額)	
階層区分	定義	3号(3歳未満児)	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定子どもの保護者の世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割 課税額が次の区分 に該当する世帯	48,600円未満 [3,500円]	7,800円 [2,000円]
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	12,000円 [3,600円]
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	17,800円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	24,400円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	32,000円
第8階層		397,000円以上	41,600円
			24,900円

※[]書きは、ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他要保護世帯等の額です。このほか第3階層又は第4階層世帯のうち特定被監護者等が複数人いる場合、2人目以降の満3歳未満保育認定子どもについては無料となります。

※お子さんが2人以上いる場合、階層区分によっては満3歳未満保育認定子どもの保育料が免除又は減額される場合があります(階層区分によって減免の計算方法が異なります。)。

※利用者負担額とは別に教材費等の実費徴収があります。

※未婚のひとり親の場合は、市町村民税所得割の算定に当たり、寡婦(寡夫)控除が適用されるとみなしたうえで保育料を算定します。みなし適用には申請が必要です。

※政令指定都市から転入してきた場合は、特例計算により保育料を算定します。



## 8. 認定こども園の概要について

認定こども園の概要については次のとおりです。



### (1) 提供日・時間等

#### ア 1号認定子ども（教育標準時間認定）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで（土曜日は事前申し込みによる）	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後1時30分（4時間30分）
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月31日～1月5日）	

#### イ 2号・3号認定子ども（保育認定）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで（土曜日は事前申し込みによる）	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前7時30分～午後1時30分（6時間）
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月31日～1月5日）	

### (2) 預かり保育、延長保育

預かり保育・延長保育とは	<預かり保育> 1号認定子どもについて、教育標準時間終了後に一時的に保育を実施するもの。 <延長保育> 2号認定子ども又は3号認定子どもについて、やむを得ない理由（例えば仕事の都合）により保育標準時間又は保育短時間終了後に延長して保育を実施するもの。	
利用回数	制限回数等はありません。	
利用時間	<預かり保育> 月曜日から土曜日の午後1時30分から午後6時30分まで <延長保育・保育標準時間> 月曜日から土曜日の午後6時30分から午後7時00分まで <延長保育・保育短時間> 月曜日から土曜日の午後1時30分から午後7時00分まで	
申込	原則として利用開始希望日までに「下川町認定こども園預かり保育・延長保育申込書」を町長（認定こども園）に提出してください。ただし、やむを得ない理由により緊急を要する時は提出時期について相談に応じることとします。	
	提出書類	下川町認定こども園預かり保育・延長保育申込書 (下川町認定こども園条例施行規則別記様式第2号)
料金	4時間以内は600円（3歳未満児）、500円（3歳以上児）。 1時間増す毎に100円（4時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算）。 ※生活保護世帯等については無料となります。	

(3) 一時保育の利用

一時保育とは	入園の承諾を受けた子ども以外の子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、緊急及び一時的に家庭における育児が困難となつた乳幼児並びにその他特に町長が認める場合の一時的な保育。
利用日数	月 10 日以内の町長が認める日数に限ります。
利用時間	月曜日から土曜日の午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
申込	原則として利用開始希望日までに「下川町認定こども園一時保育申込書」を町長（認定こども園）に提出してください。
料金	1 時間 300 円（3 歳未満児）200 円（3 歳以上児）。 4 時間を超える場合は、1 時間増す毎に 100 円。 ※1 時間未満の端数がある場合は、1 時間として計算。 ※生活保護世帯等については無料となります。

(4) こども誰でも通園制度の利用（制度の実施は令和 8 年 4 月 1 日から）

こども誰でも通園制度とは	月一定時間までの利用可能枠の中で、要件を問わず保育所等に通園できる制度です。
利用時間	月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで ※月 10 時間以内に限ります。
申込	こども誰でも通園制度総合支援システムにより行います。 ※利用開始前に利用の認定を受け、面接を実施した上で利用となります。
料金	1 時間 300 円。 ※1 時間未満の端数がある場合は、1 時間として計算。 ※生活保護世帯等については無料となります。

(4) 障がい児保育

障がい児保育	障がいのあるお子さんを集団の中で保育します。 (入園申込み時に障害者手帳等の提出をお願いします。)
--------	--

(5) 慣らし保育

慣らし保育期間	1 週間～10 日程度
降園時間、給食、午睡	入園するお子さんが安心して園生活を始められるように、担任と保護者でお子さんの様子を見ながら、降園時間、給食の開始、午睡の開始等の日程を決定していきます。

(6) 給食等の提供

給食の提供	全園児とも完全給食です。
おやつ	3 歳未満児は午前と午後、3 歳以上児は午後に認定こども園から出します。
食器類	箸、スプーンなどは認定こども園で用意しています。
献立	日々の献立は、管理栄養士が栄養基準に従ってバランスの良い献立を作成しています。
アレルギー	アレルギーのあるお子さんにも対処していますので、認定こども園に相談してください。
弁当	園外保育の際に弁当を持参していただく場合があります。

## 9. 入園の申込み

《申込方法》 入園申込書及び添付書類を申込先まで提出してください。

入園申込書等は保健福祉課及び下川町認定こども園「こどものもり」にあります。

《申込期限》 令和8年2月12日（木）まで

《申込先》 保健福祉課子育て支援係（総合福祉センター「ハピネス」内）

TEL01655-4-2511（内726）

下川町認定こども園「こどものもり」

TEL01655-4-2413

書類	提出部数
下川町認定こども園申込書 (下川町認定こども園条例施行規則別記様式第1号)	入園希望児童全員分
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書 (下川町就学前子どもの教育・保育給付認定等に関する施行規則別記様式第1号)	入園希望児童全員分
預金口座振替依頼書 (北星信金、北はるか農協、ゆうちょ銀行)（※納付は原則として口座振替）	1部
同意書 (2号認定子ども・3号認定子どものみ) 保育を必要とすることを証する書類 (例)両親等の就労証明書、保育に欠ける理由申立書のほか、出産予定日証明書又は母子手帳の写し、就学証明書、傷病診断書等	各1部 (該当する書類のみ)
(令和8年1月1日時点で下川町に住所がない場合のみ) 前年度分の所得課税証明書	各1部 (保護者全員分)

※上記のほかにも添付書類の提出をお願いする場合があります。

※2号認定子ども若しくは3号認定子どもであって、定員以上の申込みがある場合は、入園希望者の家庭状況等を審査の上、保育を必要とする程度の高い児童から順次入園決定をします（巻末の入園審査基準表に基づき行います。）。ただし、受入体制（保育士の配置等）の状況によっては、定員に関わらず、受け入れができない場合があります。

※令和8年3月31日現在で認定こども園に1号認定子ども又は2号認定子ども若しくは3号認定子どもとして認定を受けているお子さんであって、引き続き認定こども園に1号認定子ども又は2号認定子ども若しくは3号認定子どもとして同じ認定を受ける場合は、上記書類の提出は必要ありません。ただし、認定区分を変更する場合（1号認定子ども⇒2号認定子ども、3号認定子ども→1号認定子どもに変更）は、上記書類のほか、変更申請に関する書類を提出していただき、新しい区分の認定を受けてください（認定区分の変更は年間を通じて行うことはできますが、新年度当初から変更する場合は上記申込期限までに行っていただくようお願いします。）。

## 10. 面接

新規入園又は転園の場合は、保護者はお子さんと一緒に保育士と面接を受けていただきます。

面接日時は調整した上で決定します。面接では、書類で把握できないご家庭の状況や、お子さんの様子などについて伺います。また、面接により保育の可否を判断する場合があります。

## 11. 入園の可否通知、入園の制限、解除、退園（休園）等

(1) 入園の申込みに際して、次の事項に該当する場合は、入園を制限する場合があります。

- ア 感染症疾患有する場合
- イ アのほか、悪質な疾患有する場合
- ウ 身体虚弱等のため保育に堪えられない場合
- エ その他集団保育に堪えられない場合 など

(2) 入園の可否の通知は、可能な限り早期に行いますが、新年度 4 月入園時は通知に時間がかかる場合があります。

入園の承諾を受けた場合は、入園に際しての説明を調整の上、入園日までに行います。

(3) 入園の承諾を受けたお子さん及び保護者の住所又は身上その他の異動が生じた場合は、速やかに役場保健福祉課又は認定こども園にその旨を届けてください。

(4) 認定区分の変更や、保育の必要性の認定内容の変更（例えば、仕事を辞める、転職する、妊娠が判明したなど）が生じた場合は、お子さんを預かる期間が変わることがありますので、必ず事前に（速やかに）役場保健福祉課又は認定こども園にその旨を届けてください。なお、月の途中で認定区分や保育の必要量の変更は可能ですが、保育料の変更は申請月の翌月からとなります。

(5) お子さん又は保護者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、入園を解除する場合があります。

- ア 入園の資格に該当しないこととなった場合
- イ 上記（1）のいずれかに該当することとなった場合
- ウ 保護者が下川町認定こども園条例又はこの条例に基づく規則に従わない場合

(6) お子さんを退園又は休園（1か月以内）させようとする場合は、「下川町認定こども園退園（休園）届」（下川町認定こども園条例施行規則別記様式第 6 号）を下川町認定こども園「こどものもり」に提出してください。



## 12. よくある質問

**Q1：現在、下川町認定こども園「子どものもり」に入園しています。上のクラスになりますが、あらためて入園手続きは必要ですか？**

A1：令和8年3月31日の時点で認定こども園に入園されている場合であって、引き続き1号認定子ども又は2号認定子ども若しくは3号認定子どもとして認定こども園に在園される方については申込みの必要はありません。

ただし、例えば2号認定子どもから1号認定子どもなど、別の認定区分を受けたい（つまり認定を変更したい）場合は申込みをしていただく必要があります。

**Q2：先着順ですか？**

A2：先着順ではありません。

ただし、申込期間を過ぎてから申込書の提出があった場合は、入園選考に影響する場合があります。

**Q3：申込みをすれば必ず入園できますか？**

A3：1号認定については、定員の範囲内であれば入園できます。

2号認定及び3号認定については、保育の必要性があることが入園要件となります。申込人数（特に0歳児から3歳児の入園希望が増えている状況です。）が定員を超えた場合（状況によっては定員以内を含む。）は原則として入園することができません。この場合、入園の選考を行い、保育の必要性の高いお子さんが優先されます。

**Q4：定員を上回る場合は子どもを預かるることはできないのですか？**

A4：利用定員に空きがない場合であっても一時的な定員超過は認められます。

ただし、この一時的な定員超過は認可保育所としての認可基準及び認定こども園としての認定の範囲内となっています。

**Q5：申込みは郵送でも受け付けてもらえますか？**

A5：町外からの転入者を除き、郵送での受付は行いません。

**Q6：申込みの添付書類は後日でも可能ですか？**

A6：入園の可否に関する書類については申込期限内の提出をお願いします。

**Q7：年度途中の入園予約はできますか？また、途中入園はできますか？**

A7：基本的には「予約」形式は取っていませんが、定員に余裕がある場合や、保育の必要性の優先度が高いなど、個々の事情により判断する場合があります。また、途中入園についても直ぐに対応できるかはその時の状況によりますので、詳しくは認定こども園にお問い合わせください。

**Q8：心身に障がいや疾病のある子どもも入園できますか？**

A8：集団保育が可能と診断されているお子さんは入園できます。認定こども園にご相談ください。

**Q9：教育標準時間で申込みをする予定です。必ず朝7時30分に預けなければなりませんか？**

A9：お子さんの送り迎えについては、次のとおりでお願いします。

お送りについては、1号認定、2号認定及び3号認定にかかるわらず、午前7時30分から9時までの間で認定こども園の玄関までお子さんを預けてください。

お迎えについては1号認定と2号認定及び3号認定の保育短時間の方は、午後1時15分から午後1時30分までの間に玄関までお越しください。2号認定及び3号認定の保育標準時間の方は、午後3時45分から午後6時30分までの間に玄関までお越しください。(保護者の都合でいつでも迎えに来ることができます。)

時間は概ねですが、お迎えの時間（午後1時30分まで又は午後6時30分まで）は守っていただくようお願いします。時間を超過した場合は預かり保育又は延長保育となり、別途料金がかかります。

**Q10：入園後に慣らし保育はありますか？**

A10：あります。慣らし保育の期間は1週間から10日程度で、お子さんの年齢や状態等により異なりますので、認定こども園にご相談ください。

**Q11：保育標準時間と保育短時間の変更はできますか？また、1号認定と2号認定の変更もできますか？**

A11：勤務先や勤務時間の変更などの事情により、保育標準時間 ⇄ 保育短時間、1号認定 ⇄ 2号認定の変更は可能です。変更の手続きを保健福祉課で行ってください（認定こども園経由も可）。

**Q12：2号認定・3号認定後に保育を必要とする事由が変わった場合はどうしたらよいですか？**

A12：保育を必要とする理由や保育の必要量（保育時間）に変更がある場合は、教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書、若しくは保育を必要とすることを証する書類、又はその両方の提出が必要となります。事由が変わることが分かった時点で認定こども園にご相談いただき、速やかに前記の書類の提出をしてください。

**Q13：町外に住民票がありますが、下川町で就労しているため、認定こども園に入園させることはできますか？**

A13：2号認定子ども又は3号認定子どもに限っていること、当該自治体間（下川町と他市町村）で管外利用の委託契約が締結されていること、管外利用の理由に基づき協議が整っていることなどにより、入園を認められる場合があります。申込みは住民票のある市町村からとなりますので、まずは当該市町村の担当窓口にお問い合わせください。

なお、下川町内に住所のあるお子さんが優先となることにご留意ください。

**Q14：保育料以外は無料とならないのですか？**

A14：延長保育など正規の教育・保育時間以外の預かりや、教材費などの実費についてはこれまでどおり保護者の負担となります。  
なお、下川町では、給食費を保護者から別途徴収はしておりません。

**Q15：年度の途中で3歳になった場合、保育料は変更となりますか？**

A15：年齢の基準日は令和8年3月31日時点となります。このため保育料の算定はこの基準により算定します（保育料の改定は毎年9月に行ってています。）。

**Q16：保育の必要量（保育時間）や認定区分（1号、2号又は3号認定子ども）が月の途中で変更した場合、保育料はいつから変更となるのでしょうか？**

A16：保育の必要量や認定区分が月の途中で変更した場合の保育料については、翌月から変更後の保育料を適用することになります。

**Q17：年度の途中でクラスが変わることはあるですか？**

A17：認定こども園では、お子さんの就学後を考慮して、認定区分ではなく学校と同様に同じ学齢でクラスを編成することを原則としています。

**Q18：1号認定と2号認定の保育内容は変わりますか？**

A18：基本的な過ごし方は変わりません。

**Q19：9月の申込みで、8月中旬に2歳になっている場合は2歳児クラスですか？**

A19：クラスは年度の初日の前日（令和8年3月31日）における満年齢で決められますので、申込みは1歳児クラスになります。

**Q20：申込み書類の氏名欄に押印するマークがないのですが、認印は不要なのでしょうか？**

A20：氏名の記載のみでよく、押印は不要です。

**Q21：自営業です。就労証明書はどのように提出すればよいのでしょうか？**

A21：事業主に雇用されている方の場合と同様に、所定の就労証明書にご自身が事業主として、ご自身の就労を証明する記載の仕方になります。

**Q22：入園させていない子どもがいます。急な仕事が入ったために預かってもらうことは可能ですか？**

A22：断続的な就労について、やむを得ない事由として緊急及び一時的に家庭での育児が困難となる場合は一時保育として預かることは可能です。  
なお、利用時間及び日数制限があることにご留意ください。

**Q23：年度途中に町外に転出するのですが、退園の手続きは必要ですか？**

A23：速やかに「下川町認定こども園退園（休園）届」を下川町認定こども園「こどものもり」に提出してください。

**Q24：下川町で里帰り出産します。認定こども園に入園させることはできますか？**

A24：所在他の特定教育・保育施設等を退所（園）しているのであれば広域利用として認定こども園を利用することは可能ですが（所在の市町村と協議が必要になります）が、退所（園）していない場合は二重在籍ができないため、一時保育又はこども誰でも通園制度の利用での対応となります。

**Q25：仕事を辞めてしましましたが、子どもを退園させなければなりませんか？**

A25：仕事を辞めて保育の必要な事由がなくなった場合は退園となります。

ただし、求職活動が保育の必要な事由として認定される場合は、求職活動をしていることが確認できる書類（例えば、ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる書類）を提出していただき、原則として教育・保育給付認定の効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで入園することが可能です。

**Q26：育児休業中は上の子どもを退園させなければなりませんか？**

A26：育児休業を取得され、継続利用を希望される方は引き続き利用できます。ただし、育児休業中に退園された場合、育児休業から復職するまで入園はできません。

**Q27：育児休業を終了し、仕事に復帰するため子どもを入園させたいのですが、慣らし保育は仕事に復帰してからとなるのでしょうか？**

A27：慣らし保育は育児休業終了前でも可能となります。この場合、入園時期はお子さんの慣らし保育の期間に応じて行い、保育の必要な事由は「就労」となります。

**Q28：「こども誰でも通園制度」とはどういうものですか？**

A28：月一定時間までの利用時間可能枠の中で要件を問わずに保育所等に通園できる制度で、全国全ての市区町村で令和8年4月1日からスタートするものです。  
下川町では認定こども園「子どものもり」で実施します。一時保育事業と似ていますが別ものであり、同じ日に誰でも通園制度と一時保育を併用することはできません。  
また、誰でも通園制度を利用するためには、所定の手続きが必要となります。

	こども誰でも通園制度	一時保育事業
制度	全国の市区町村実施の給付制度	事業として実施するかは市区町村の判断（下川町は実施）
利用要件	認定こども園等に通っていない	①認定こども園等に通っていない ②保護者の疾病・災害・事故・出産・看護・冠婚葬祭・断続的な就労等やむを得ない事由により緊急及び一時的に家庭の育児が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担の軽減
受入対象年齢	0歳6か月～満3歳未満	0歳6か月～小学校就学前まで
利用可能日・時間	月10時間まで	月10日以内
受入定員	1日あたり 1名	保育士の配置状況による
受入曜日	月曜日～金曜日(祝日なし)	月曜日～土曜日
受入時間	午前8時30分～午前11時30分	午前8時～午後6時
食事の提供	提供なし(おやつ提供なし)	提供あり
利用料金	1時間あたり 300円	3歳未満児：1時間あたり300円(4時間以内) 3歳以上児：1時間あたり200円(4時間以内) (4時間を超える場合は1時間増すごとに100円)
利用方法	支援システムにより行う	認定こども園に直接申請書を提出

## 記入例

全てボールペンで正確に記入してください（消えるボールペンは不可）

別記様式第1号（第9条、第10条関係）

## 下川町認定こども園入園申込書

		住民基本台帳に登録している住所		令和 8年 2月 1日		
下川町長様 希望の番号に○をつけてください		保護者		住所 下川町○町○番地 氏名 下川 一郎 電話 01655-4-.....		
下川町認定こども園入園児童の入園を次のとおり申込みます。						
入園児童 氏名 生年月日 性別 備考 下川 花子 R7年 4月 2日 男・女 マイナンバー ○○○.....						
利用希望の期間及び時間 令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月 31日 まで 8時 30分 16時 30分						
希望の区分 1. 認定こども園での教育の利用を希望（※満3歳以上の児童に限る） 2. 保護者の労働又は疾病等の理由により認定こども園での保育の利用を希望						
保育の実施を必要とする理由 ( ) ※裏面から該当する番号を記載して						
裏面の枠内から該当する番号を記載してください（2つまで）						
○ 入園児童の家庭の状況						
入園児童の世帯員	氏名 入園児童との続柄 生年月日 性別 勤務先	課税の状況			備考 (マイナンバー) ○○○.....	
		前年度分町民税		前年分所得税 ○○○.....		
		世帯区分	課税金額			
		下川 一郎 父 H8. 1. 1 男・女 下川株式会社	非課税			○円
		下川 春子 母 H8. 2. 1 男・女 川みなみ航業	非課税			○円
		下川 太郎 弟 H30. 3. 1 男・女 下川小学校	非課税			
		男・女	非課税			
	男・女	非課税				
入園希望の児童と同居の親族全員について記載してください（父母どちらかが単身赴任等により同居していない場合も必ず記入）						
生活保護の状況 適用なし						
ひとり親家庭 該当・非該当		第3子以降の児童		該当・非該当		

※市町村記載欄	入園申込の承諾	教育・保育の実施の要否	教育・保育の実施期間	保育の実施基準の番号	
		要・否(理由) 年 月 承諾	自 年 月 日 至 年 月 日	( )、( )	
			入園番号		
			備考		

○裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄には記入する必要がありません。

**記入用紙は楷書ではっきりと書いてください。**

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ下川町役場に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1. 「入園児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
2. 「利用希望の期間及び時間」の欄には、小学校就学始期に達するまでの教育又は保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間及び時間について記入してください。
3. 「希望の区分」の欄には1（年齢の基準日において満3歳以上に限ります。）又は2のどちらか該当するものを○で囲んでください。
4. 「希望する区分」の2の入園できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、（ ）に両親（両親と別居している場合は、現在児童の面倒を実際に見ている方）が下の表の（1）から（10）までに掲げるいずれかの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入しつつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。（例えば、（1）や（2）に該当する場合は勤務先、就労時間、就労日数等、（3）では親の具体的な状況等、（4）では傷病名や治療見込期間等、（5）では看護している病人等の傷病名や治療見込期間等、（6）では災害の程度・復旧見込期間等）、（7）では具体的な求職活動状況等、（8）では就学の期間等。なお、具体的な状況を確認できる書類があれば、あわせて添付してください。
5. 「入園児童の世帯員」の欄は、入園児童本人以外の入園児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入してください。「性別」、「ひとり親家庭」及び「第3子以降の児童」の欄は、該当する欄を○で囲んでください。「課税の状況」及び「生活保護の状況」の欄は、該当する欄を○で囲むとともに該当箇所に金額又は日付を記入してください。
6. 下川町認定こども園への入園については、
  - ・下川町認定こども園へ入園できる基準に該当しないため入園が認められない場合
  - ・希望者が多数いるため、下川町認定こども園に入園できない場合
  - ・下川町認定こども園へ入園できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご了承ください。

#### 下川町認定こども園へ入園できる基準

下川町認定こども園へ入園できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 昼間に居室外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居室内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 保護者が傷病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 同居の親族を常時介護・看護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 求職活動（起業準備を含む）を行っていること。
- (8) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしていること。
- (9) 児童が虐待やDVのおそれがあること。
- (10) 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること。
- (11) 町長が認める前各号に類する状態にあること。
- (12) この基準にかかわらず、なお定員に余裕がある場合は他の児童を受け入れることができる。

## 記入例

全てボールペンで正確に記入してください（消えるボールペンは不可）

認定こども園入園申込書と重複する部分がありますが、該当箇所は全て記載等してください

## 別記様式第1

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書

令和 8年 2月 1日

下川町長

### 住民基本台帳に登録

している住所

次のとおり教育  
また、小学校就学前子  
世帯者を含む) 及び世  
等に対して提示する

かつ保育施  
ための教育・保育給付の教育  
情報を閲覧し、その情報に基づき  
に同意します。

令和7年3月31日時点の満年齢  
を記載してください

## 情報（同一

## ・保育施設

R8年 2月 1日 保護

を入れてください

卷之三

しもかわ いちろう

下川 一郎

## 世帯の状況

区分	ふりがな	続柄	性別	生年月日	職業、 又は学校名等	障害者手帳又は 学年	(2号又は3号の認定を 希望する場合のみ) 該当する理由に□点又は ■を入れてください											
	氏名																	
申請に係る小学校就学前子ども以外の世帯員	しもかわ いちろう	父	男・女	H 7年 1月 1日	下川株式会社	有・無												
	下川 一郎																	
	しもかわ はるこ	母	男・女	H 7年 2月 1日	川みなみ航業	有・無												
	下川 春子																	
	しもかわ たろう	兄	男・女	H30年 9月 1日	下川小学校	有・無												
	下川 太郎																	
			男・女	年 月 日		有・無												
			男・女			無												
		男・女			無													
家庭状況	□ひとり親家庭（□未婚の父又は母） ■ひとり親家庭以外				生活保護法 の 適 用	有 ( 年 月 )	日保護開始)	無										

(注)「保育必要量の希望」欄及び「保育の利用を必要とする理由」欄は、2号又は3号の認定を希望する場合に記入してください。

※既に教育・保育給付認定を受けて  
いる場合に記入してください。

利用を希望する期間及び希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	R 8年 4月 1日から	R 9年 3月 31日まで
利用を希望する時間	利用曜日	利用時間
	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土	8時30分から 16時30分まで
	保育の必要量に応じた区分	
	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間	<input type="checkbox"/> 保育短時間
利用を希望する施設名	利用希望施設（事業者）名	希望理由
第 1 希 望	下川町認定こども園	
第 2 希 望		

町記入欄

受付年月		
	希望する期間、時間、曜日に△点又は ■を入れてください  希望欄は第一希望に記載例のように して、理由は空欄にしてください	
可・否	教育・保育給付認定区分等	支給認定証番号
	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間	

#### 支給（入所）の可否

可・否（否の理由： ）	
<input type="checkbox"/> 施設型給付 <input type="checkbox"/> 地域型保育給付 <input type="checkbox"/> 特例施設型給付 <input type="checkbox"/> 特例地域型保育給付	
利用施設（事業者）名	利用期間
<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 地域型	自 年 月 日 至 年 月 日
保育料（月額）	
認定区分： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 （ 階層）	保育料額： 円
※減額区分（ ）	

## 入園選考基準表

(その1)

## 入園選考基準表

児童氏名

## 1 保育の実施基準

保育要件				基準指数						
				点数	父	母				
1	居宅外労働		週5日以上	日中労働7時間以上 日中労働4時間以上7時間未満	100 90					
			週4日以上	日中労働7時間以上 日中労働5時間以上7時間未満	90 80					
			週3日以上	日中労働7時間以上	70					
			その他	日中労働週当たり20時間以上	70					
			上記以外		30					
2	自営 居宅内労働	中心者	週5日以上	日中労働7時間以上 日中労働4時間以上7時間未満	100 90					
			週4日以上	日中労働7時間以上 日中労働5時間以上7時間未満	90 80					
			週3日以上	日中労働7時間以上	70					
			その他	日中労働週当たり20時間以上	70					
			上記以外		30					
		協力者	週5日以上	日中労働7時間以上 日中労働4時間以上7時間未満	80 70					
			週4日以上	日中労働7時間以上 日中労働5時間以上7時間未満	70 60					
			週3日以上	日中労働7時間以上	50					
			その他	日中労働週当たり20時間以上	50					
			上記以外		10					
		内職	週5日以上	日中労働7時間以上 日中労働4時間以上7時間未満	80 70					
			週4日以上	日中労働7時間以上 日中労働5時間以上7時間未満	70 60					
			週3日以上	日中労働7時間以上	50					
			その他	日中労働週当たり20時間以上	50					
			上記以外		10					
3	出産	出産予定日前1か月・出産月の翌月末								
4	疾病	入院		100						
			常時臥床	100						
		居宅内療養	毎週通院加療を要する	70						
			上記以外の自宅療養	50						
5	介護	身体障害者1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A								
		上記以外								
6	災害復旧		病院等の付き添い介護							
			自宅介護							
7	求職活動・就学中	技能習得中・在学中(職業訓練を含む) 求職活動(起業準備を含む)								
8	虐待DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合								
9	前各項に 類するもの	心身障害児施設への通園児の付き添いを要するため、他児童の保育が困難								
		日本語習得学校へ通学中								
		その他明らかに保育に欠けると認められる場合								
		児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理								
		合計								

## 2 保育の調整基準

1	世帯	ひとり親世帯 障がい者のいる世帯	110 10	
2	生活保護世帯、所得税及び市町村民税非課税世帯		10	
3	保護者が上記7の求職活動に該当する世帯のうち、保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる場合		20	
	産休明け・育休明けによる入園の場合		40	
4	兄弟・姉妹がすでに入園している場合		40	
	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入園している場合		50	
5	転園	年度当初(4月及び5月) 転居などによる通園困難 乳児園から幼稚園に転園	10 20 999	
		合計		

※1 上記4の各項目は重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算します。

※2 5.転園のうち(乳児園から幼稚園に転園)を適用する場合は、実地基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とします。

※3 父母それぞれの点数を算出し、合算した点数に調整点数を加えて世帯の合計点数とします。

※4 施設利用希望者が定員を超えた場合などは、提出書類等で確認した内容に基づき利用調整を行い、合計点数の高い世帯から入園者を決定します。合計点数が同点の場合は、次の項目を優先順位として入園者を決定します。なお、新規申込者と転園希望者の場合は、新規申込者を優先します。

- 1 町内在住者(転入予定者を含む)
- 2 ひとり親家庭
- 3 生活保護世帯
- 4 子どもが障がいを有する世帯
- 5 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い世帯
- 6 虐待やDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な世帯
- 7 育児休業を修了した場合
- 8 兄弟姉妹が入園している場合
- 9 地域型保育事業による保育を受けていた場合
- 10 養育する未就学児童が多数
- 11 両祖父母が不存在、又は町外に居住している世帯
- 12 階層区分の番号が若い世帯
- 13 待機期間が長い世帯

<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

## 階層区分

--

## 合計点数

--